

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 3 年度第 5 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 3 年 10 月 29 日（金） 9 時 57 分～10 時 12 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井建志</p> <p>労働者代表委員（定数 5 人） 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員（定数 5 人） 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 5 人 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、神崎室長補佐、 福間賃金指導官</p>
主要議題	滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について 以下の金額について各専門部会報告を行い、公労使全会一致で可決し、滋賀労働局長に答申。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窯業・土石製品製造業 942 円（+18 円） ・ 一般機械器具製造業 953 円（+20 円） ・ 精密・電気機械器具製造業 939 円（+22 円） ・ 自動車・同附属品製造業 957 円（+21 円） ・ 上記特定(産業別)最低賃金については、10 月 29 日から 11 月 15 日まで異議申出を受付。 ・ 異議申出があった場合は、11 月 16 日午後 1 時 30 分から、滋賀労働局 6 階会議室で第 6 回滋賀県最低賃金審議会(異議審)を開催。